

**第1章 総則****【目的】**

第1条 この規程は、呉市立原小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、児童が、自立し自律して充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。また、資質・能力を育成するため、義務教育9年間の見通しを持った指導について、教職員、保護者、地域が共通認識、実践を図るためのものである。

**第2章 学校生活に関すること****【登下校】**

第2条 登下校は、徒歩で行うことを原則とする。寄り道をせず、交通ルールを守り、決められた通学路を通る。

- (1) できるだけ7時40分から8時の間に登校する。
- (2) 8時15分までに自分の席に着いていなければ、遅刻とし、この時刻以降に登校した際は、児童は職員室へ行き、登校したことを告げる。
- (3) 欠席および遅刻の場合は、8時30分までに保護者が欠席および遅刻の理由をテトル（連絡アプリ）や電話等で学校に連絡する。  
理由のない欠席（理由の明確な病欠や事故欠を除く）及び連続3日以上欠席がある場合は、原則担任が家庭訪問を行う。
- (4) 早退及び遅刻の場合、事前に分かっている場合は、保護者が理由と時刻を学校に連絡する。早退の場合は、保護者が学校に迎えに来ることを原則とする。
- (5) 登校したら、忘れ物等をして無断で

**【身だしなみ】**

第3条 学校での学習の妨げにならないよう、清潔で活動しやすい身だしなみにする。違反した場合は、直して登校するように指導する。

- (1) 社会の一員としてふさわしく、中学校の規程に準じた髪型とし、次の通りとする。
  - ① 清潔で活動しやすい髪型にする。
  - ② 染色・脱色・パーマ、エクステ、一部または極端な刈り込み等、特殊な髪型はしない。
  - ③ 前髪は、目にかからない程度にする。目にかかる場合は、飾りのないピンで留める。
  - ④ 髪が肩にかかる時には、編むか結ぶ。結ぶときは、飾りのないゴムを使用する。
- (2) 服装は次の通りとする。
  - ① 華やかな装飾のある服装、ひも等の装飾が物に引っかかったりする危険性のある服装は着用しない。
  - ② 防犯上及び健康のため、お腹や肩等が過剰に出る服装は好ましくない。
  - ③ 左胸に名札をつける。
  - ④ ネックレスや指輪、ピアス、ミサンガ、レッグウォーマー等学校生活に不必要なものは身に付けない。
  - ⑤ 靴は運動靴を原則とする。運動に適さないため、靴底の厚い物やハイカットの靴は履いてこない。（雨天時の長靴は除く。）
  - ⑥ 体育時の服装は、原則、白長袖シャツ・白半袖シャツ・ハーフパンツ・赤白帽とする。タイツやひざの隠れる靴下ははかない。冬場は、ジャージ等の長袖・長ズボンの着用をしてもよい。ただし、登下校用とは別物とし、体育用とする。
  - ⑦ 厚手の上着、手袋などは、校内では着用せず、ランドセルかロッカーに入れる。

## 【持ち物】

第4条 学校へは学習に不必要なもの（遊び道具・ボール・カード・危ない物・食べ物等）を持ってこない。

- (1) 学用品については次の通りとする。
  - ① それぞれの学年で示された「学習用品のきまり」を原則とし、それ以外の学用品を持ち込まない。
  - ② 消しゴムはよく消える、使いやすいもの、鉛筆は飾りのついていないものを使用する。シャープペンシルは使用しない。
- (2) 携帯電話（スマートフォンを含む）や電子機器等を学校に持ち込まない。
- (3) 児童間での物の貸し借りはしない。
- (4) 通学はランドセルを背負って登下校することを原則とし、ランドセルには飾り等を付けない。
- (5) 持ち物には必ず名前を書く。
- (6) 人の持ち物を勝手に触らない。

不要物の持ち込みがあった際は、原則として学校で預かり、児童へ指導をした後、保護者へ返却する。繰り返し不要物を持ち込む場合は、特別な指導を行う。ライターやマッチ等の火気類、ナイフなどの刃物類の持ち込みがあった場合は、警察等の関係諸機関と連携をとることもある。

## 【校内の生活】

第5条 校内の生活については次のことを指導していく。

- (1) 出会った人には、進んで挨拶をする。
- (2) 廊下や階段は、右側を静かに歩く。
- (3) 放送は、その場に座って黙って聞く。
- (4) いじめを行ったり関係したり、いじめを見過ごしたりしない。
  - ① 他者がいやがる行為（体に勝手に触る、暴力、暴言、悪口、菌遊び、無視等）を行わない。
  - ② 学校の設備や人の物を壊したり、隠し

たりしない。またそれを意図する行為をしない。

- (5) 授業については次の通りとする。
  - ① チャイムが鳴る前に必ず着席し、次の授業の準備をしておく。
  - ② 授業開始及び終了のあいさつは、チャイムと同時にやる。
  - ③ 体育科の授業において見学する場合は、保護者にその旨を連絡帳や電話等で予め連絡してもらう。
  - ④ 呉市教育委員会から貸し出されているタブレット端末は、「タブレット端末活用のルール」に則って使用する。
  - ⑤ 教師の許可無く私語をしたり、立ち歩いたり、必要以上の物音を立てる等の授業妨害をしない。

教師の指導に関わらず、指導無視や授業妨害などを繰り返した場合は、一時別室学習の措置や「特別な指導」を行う。また、教師に対しての暴言や授業エスケープがあった場合は、一時別室学習の措置や「特別な指導」を行う。

- (6) 休憩時間等については次の通りとする
  - ① 遊具は、本来の使い方を守り、遊具の中で鬼ごっこはしない。
  - ② 土管の上には登らない。
  - ③ ブランコの二人乗りや立ちこぎはしない。
  - ④ 運動場全体を使ったサッカーは朝休憩のみ行い、休憩時間には野球をしない。
  - ⑤ 中舎、中舎裏、給食室付近、体育館の裏へは、そうじや授業以外、行かない。
  - ⑥ 運動場（柵や防球ネットの内側）で遊び、体育館周りやコンクリートの上で遊ばない。
- (7) 保健室の利用については次のようにする。
  - ① 体調不良やけがをした時に保健室を利用し、教職員に無断で入室しない。
  - ② 体調の回復が望めない時は、養護教諭が担任にその旨を伝え、校長又は教頭の許可

を得た後、早退の手続きをとる。

(8) 給食指導については次の通りを行う。

- ① 衛生面に注意し、手洗いを完全に実施する。
- ② 給食当番は給食エプロン・帽子とマスクを着用する。当番でない人はマスクを着けて、着席しておく。
- ③ 給食の配膳は、4校時終了後20分以内に終わるようにする。

(9) 掃除については次の通りを行う。

- ① 時間いっぱい自分の担当場所の掃除を行う。
- ② 無言掃除を行う。

(10) その他

- ① 学校内の設備を破損した場合や発見した場合は、すぐに教職員に届け出る。破損については原則、実費弁償とする。場合によっては関係機関と連携する。
- ② 放課後や休日であっても、学校の敷地内で飲食しない。
- ③ 放課後、運動場で遊ぶ時には、金属バットや木製バット、硬球は使用しない。
- ④ 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事がある場合は、職員室で許可をもらう。無断で学校の敷地内に入り、指導しても校外に移動しない場合は、関係機関に連絡する。休日であってもこの規程通りとする。

### 第3章 校外の生活に関すること

この章の内容は、学校・家庭・関係機関と連絡を取り指導する。

#### 【校外の生活】

第6条 校外での生活について次のことを指導する。改善が見られない場合は、特別な指導を行う。

- (1) 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻、誰と遊ぶかを保護者に伝える。
- (2) 大人がいない家には上がり込まない。

(3) 帰宅時刻は3月から10月は17時、11月から2月は16時30分とする。

(4) 児童のみの校区外への外出、夜間外出、無断外泊は禁止する。また、カラオケボックス、ゲームセンター、ボーリング場、飲食店、スーパー、ショッピングモール、コンビニエンスストア、銭湯、その他商店へ行く場合は保護者同伴とする。また、用がないなら店には入らない。

(5) 道路や駐車場、川等の危険な場所や畑では遊ばない。許可なく住居やその敷地に入らない。

(6) 火遊びやエアガン等危険な遊びをしない。

(7) 自転車の使用については次の通りとする。

- ① 3年生以上は保護者の許可を得て乗る。(なるべくヘルメットをかぶる。)
- ② 1・2年生は保護者同伴で練習する。
- ③ 二人乗り等の危険な乗り方をしない。
- ④ バスが通る道・急な坂道で自転車に乗らない。

(8) 公共の場や公共施設、公園を使用するときには、ルールやマナーを守り、周りの人に迷惑をかけないようにする。また、ごみは持ち帰る。

(9) 児童同士でお金やカード等の貸し借りはしない。また、これらの物をあげたり、もらったりしない。

(10) 私物の携帯電話(スマートフォンを含む)・タブレット・通信できるゲーム等は、保護者の責任と指導(使用のルール・フィルタリング・定期的な履歴チェック等)のもと、加害にも被害にもならないよう正しく使用すること。SNS等での悪口の書き込み・誹謗中傷、課金、不適切な画像の送信など、犯罪になるような使い方や周りの迷惑になるような使い方はしない。また、知らない人と会ったりしない。

## 第4章 特別な指導に関すること

### 【特別な指導】

「社会では許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき児童が学校内外で問題行動を起こした場合には、今後よりよい学校生活を送ることができるようにするために特別な指導をする。

第7条 問題行動に対し、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。指導に当たっては発達段階や常習性を配慮する。指導段階は次の通りとする。

第1段階→・本人への説諭、反省文の作成および保護者への連絡（別室で担任・生徒指導主事等が行う。）  
(いじめの入口・初期段階等)

第2段階→・第1段階の指導に加え、保護者との面談（別室で校長・担任・生徒指導主事等が行う。場合により、警察等関係諸機関と連携する。）  
(いじめの人間関係の成立等)  
・教科学習は教室で実施。

第3段階→・第1段階の指導に加え、保護者との面談（別室で校長・担任・生徒指導主事等が行う。場合により、警察等関係諸機関と連携する。）  
(深刻ないじめ等)  
・教科学習は別室で実施。

学校の規則等に違反する次の行為があった場合、第1段階、第2段階及び第3段階の指導を行う。

- ① 無断欠席
- ② 登校後の無断早退
- ③ 第2章、第3章のきまりを繰り返し違反した場合
- ④ 授業の態度に問題がある場合
- ⑤ 人としてのマナーに反する言動を行った場合
- ⑥ いじめに関係している場合

※詳細に関しては、別紙「原小学校いじめ基本方針」を参照

### 【特別な指導を実施するにあたって】

第8条 特別な指導を実施するにあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいを明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導に至る事実確認については、複数の教員で同時に別の部屋で行う。その際は、事実のみを聞き、憶測や思い込みが入らないように留意する。また、聞き取った内容に矛盾がある場合は、再度、事実確認を行う。
- (3) 指導の内容、指導教員の名前、指導時間、児童の思い等については記録に残し、その後の指導に生かす。
- (4) 特別な指導を行う場所は相談室等とする。また、期間は、状況に応じて、1日から5日までとする。

### 【規程の周知】

第9条 児童を対象とする全校朝会や保護者を対象とする入学説明会、懇談会等で直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。児童に対しては、この規程をふまえて別に作成する『原っ子の約束』等を用い、指導の徹底を図る。

令和8年4月1日 改定